

堺市監査委員公表第33号

包括外部監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年9月6日

堺市監査委員	伊豆丸	精二
同	信貴	良太
同	原	繭子
同	澤	由美

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	包括外部監査	
監査実施期間	令和5年4月1日～令和6年1月30日	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>第5 包括外部監査における指摘事項及び意見（共通事項）</p> <p>1 契約相手方の固定化について</p> <p>【意見1：契約相手方の固定化の改善策について】（73ページ）</p> <p>入札参加者が低調で、長期間同一事業者との契約が続いている案件については、入札に参加しなかった事業者にアンケート等を行い、構造的要因を把握し、入札参加資格、設計価格、発注単位（分割発注の可否など）、時期の見直し等の参考とし、競争性を高めるための改善を図るべきである。</p> <p>2 再委託について</p> <p>ア【意見2：再委託に係る手続の周知徹底について】（74ページ）</p> <p>庁内で、再委託に係る手続についての十分な理解が共有されていない可能性があるといえるから、マニュアル及び研修資料を用いて再委託に係る手続の周知徹底を図るべきである。</p> <p>イ【意見3：再委託申請書の参考様式の充実化について】（77ページ）</p> <p>再委託予定金額や再委託の理由といった重要な事実について確認漏れを防ぎ、その内容を文書で保存するため、再委託申請書の参考様式の充実化を行うべきである。</p>	<p>入札参加者が少数に留まる場合の対応策として、発注所管課における事業者へのヒアリングや、入札参加資格、発注単位の検討方法等を整理し、研修資料に追加の上、庁内に通知しました。</p> <p>これに基づき、発注所管課において具体的な改善を検討し、競争性の向上を図ります。</p> <p>令和5年9月に、再委託の定義や原則禁止の趣旨、再委託の可否判断の考え方、事務手続等をまとめた資料を作成し、庁内に周知しました。今後の研修等においては、当該資料を活用し、再委託の適正な運用について一層の周知徹底を図ります。</p> <p>令和5年4月に、再委託申請書の参考様式を改正し、再委託予定金額の項目を既に追加しています。</p> <p>令和6年度の契約締結に向けては、当該再委託申請書等を改めて庁内に周知しました。</p>	<p>財政局 契約部 調達課</p> <p>上下水道局 サービス推進部 事業サポート課</p> <p>財政局 契約部 調達課</p> <p>上下水道局 サービス推進部 事業サポート課</p> <p>市長公室 広報戦略部 市政情報課</p> <p>財政局 契約部</p>

<p>3 監督及び検査について</p> <p>ア【意見4：監督・検査事務の的確な理解と実施について】（79ページ）</p> <p>各所管課において監督検査事務に誤りが認められることから、監督員による監督事項及び検査員による検査事項の違い及び成績表の「評定」欄にいずれが記載すべきかの考え方について、各所管課に分かりやすく説明する内容の手引の改訂等を検討すべきである。</p> <p>第6 包括外部監査における監査の結果及び意見（各論）</p> <p>1 「広報さかい」全戸宅配業務〔市長公室〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【指摘1：個人情報を取り扱う内容の業務の再委託について】（86ページ）</p> <p>受注者から再委託の相談がされ、又は、所管課の側で受注者が再委託をしようとしていることに気づいた場合には、再委託業務に個人情報の取扱いが含まれるか否かを適切に見極めた上で、所定の手続を確実に行う必要がある。</p>	<p>発注所管課が適正な監督検査事務を行うことができるよう、委託業務監督検査事務の手引を改訂しました。手引には、監督員と検査員の職務を踏まえて、成績表の各考査項目への評定者が明確となるよう、詳細な説明と成績表の記入例を追加しました。</p> <p>今回の御指摘を踏まえ、令和3・4年度の再委託の申請については、既に契約期間が終了しているため、受注者に個人情報の取扱いが適切であったかを確認しました。確認の結果、個人情報を記載している資料にはパスワードをかける、個人情報は特定の端末のみで閲覧し、外部に持ち出さない運用としているなど、適切に取り扱われていたことを把握しました。また、履行後に個人情報を廃棄していることも確認しました。</p> <p>令和5年度の「広報さかい」全戸宅配業務について、受注者から再委託の申出があり、所定の手続きに基づき、承認等の事務処理を行いました。また、今後とも手続きが適切に行われるよう、再委託に関する事務を行うに当たって</p>	<p>調達課</p> <p>上下水道局 サービス推進部 事業サポート課</p> <p>財政局 契約部 調達課</p> <p>上下水道局 サービス推進部 事業サポート課</p> <p>市長公室 広報戦略部 広報課</p>
---	--	---

<p>2 「広報さかい」企画制作業務〔市長公室〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見5：契約書における著作者人格権の取扱いについて】（91ページ）</p> <p>委託契約書において著作者人格権不行使について規定すべきである。</p> <p>イ【意見6：モニタリングのための客観的指標について】（92ページ）</p> <p>「広報さかい」による効果をより明確に読み取ることができる指標を設定するべきである。</p>	<p>は、調達課の通知・マニュアルを確認しながら事務を進めるよう、課内に周知しました。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、令和5年度の契約書に著作者人格権不行使について規定し、適正化を行いました。</p> <p>今回の御意見を踏まえ、令和6年度以降のアンケート調査においては、業務の効果をより明確に検証できるよう、「広報さかいを読んだことがきっかけでイベントやキャンペーンに参加したか」「広報さかいを読んだことで啓発内容に興味を持ったか」などの質問内容の見直しや追加について検討します。</p> <p>これにより、何パーセント程度の方が、広報さかいを読んでイベントに参加するなど実際の行動に移したのかを検証し、広報さかいで効果的な発信ができていかなどを確認します。</p>	<p>市長公室 広報戦略部 広報課</p> <p>市長公室 広報戦略部 広報課</p>
<p>3 堺市市民活動コーナーにおける市民活動支援業務〔市民人権局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見7：効果指標について】（97ページ）</p> <p>現在使用している効果指標は不適切な点もあるため、事業目的に即した効果指標となるよう見直されたい。</p> <p>イ【意見8：入札参加者を増やすための工夫</p>	<p>効果指標を「堺市市民活動コーナーにおける相談件数」に変更します。</p>	<p>市民人権局 市民生活部 生涯学習課</p>

<p>【について】 (99ページ)</p> <p>令和5年度より総合評価方式による一般競争入札が行われているが、応募者は1者となっている。他の事業者が参入しにくい要因について検証し、入札参加者を増やすよう努められたい。</p> <p>4 男女共同参画交流の広場運営業務〔市民人権局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見9：オープンスペースの有効利用について】 (102ページ)</p> <p>オープンスペースでは図書貸出、ビデオ貸出閲覧、PC利用などが可能となるが、どれも利用実績は低い。提供しているコンテンツ、媒体について、一部廃止も含め見直し、施設、予算の有効活用を検討されたい。</p> <p>イ【意見10：相談室のスペースの有効活用について】 (104ページ)</p> <p>相談室は、相談利用時には広いスペースを2人で利用することになる。相談希望の多い時間帯だけでも2組利用できるようにするなど、相談室の有効活用を検討されたい。</p> <p>ウ【意見11：施設の利用状況と開設時間について】 (105ページ)</p> <p>施設の利用率が全体的に低く、1日を通して全く利用者のいない日もある。利用者が少ない曜日や時間帯については、開設時間の縮小を検討されたい。</p>	<p>他自治体の同種業務における選定方式や参加事業者の調査を行います。</p> <p>令和6年度からは施設利用者の需要に即した新しい図書を毎年度10冊以上購入し、利用者数の増加を図ることで施設の有効活用につなげます。</p> <p>また、PCについては令和6年度から受注者によるSNSでの情報発信強化のために活用します。</p> <p>相談者のプライバシー保護に十分に配慮した上で、相談者が安心して相談できるよう、相談内容が第三者に漏れ聞こえない環境を整える必要があることから、同時間帯に2組の相談実施は困難であると考えています。</p> <p>相談者のニーズを把握した上で、子どもを同行しての相談が可能となるようキッズスペースを設置するなど、相談室の有効活用を検討します。</p> <p>相談業務の実施曜日や時間は、これまで本市が指定していましたが、令和6年度からの委託業務では、開館時間の範囲内で、受注者から相談者が利用しやすい曜日や時間について提案を受けた上で決</p>	<p>市民人権局 市民生活部 生涯学習課</p> <p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p> <p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p> <p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p>
--	--	---

<p>エ【意見12：相談業務の柔軟な運営について】（107ページ）</p> <p>相談業務には女性相談の枠と男性相談の枠が設定されているが、現在は女性の相談希望が多く、待ちが数ヶ月にも及ぶことがある一方で、男性相談は空きがある日もある。相談待ちが減るよう、相談枠の設定を柔軟に行うこと等を検討されたい。</p> <p>オ【意見13：入札参加者を増やすための工夫について】（109ページ）</p> <p>当該契約は平成12年度から現在の委託業者との契約が23年間続いている。公募型プロポーザルになってから複数者からの応募があったが、平成25年度からは1者応募が続いている。より多くの業者に入札参加してもらえよう、積極的に検証されたい。</p> <p>カ【意見14：利用者アンケートの実施について】（110ページ）</p> <p>相談という業務の性質上、効果検証のためのアンケートを実施することは難しいかもしれないが、よりよく実態を把握し改善につなげるために、利用者アンケートの実施を検討されたい。</p> <p>5 堺市博物館受付案内業務〔文化観光局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見15：受付業務の直営と委託の比較検討について】（112ページ）</p>	<p>定し、相談室の利用率の向上につなげたいと考えています。</p> <p>SNSを活用して相談や市民活動等に関する発信回数を増やすなど、施設の利用促進に向け、情報発信の強化を図ります。</p> <p>開館日時については、今後の利用実態等を踏まえて対応を検討したいと考えています。</p> <p>相談待ちを減らし、相談枠の設定をより柔軟に行えるよう、令和6年度からの委託業務では、男性相談の相談枠に事前予約がなく空きがある場合は、相談者の意向を確認した上で、女性相談の実施ができるように対応します。</p> <p>令和6年度からの委託業務について、事業者選定方法を公募型プロポーザルから総合評価一般競争入札に変更しましたが、入札参加は1者のみでした。引き続き、より多くの業者に入札参加してもらえよう、手法等について検討します。</p> <p>相談業務における相談者のニーズや要望については、利用者アンケートを実施し、さらに受注者からの業務報告や定期会議等の場で実態を把握しながら、業務の改善を図ります。</p>	<p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p> <p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p> <p>市民人権局 ダイバーシティ推進部 ダイバーシティ企画課</p>
--	---	--

<p>平成10年に直営と委託のコスト比較を行って以降、両者の比較検討がなされていない。当時から取り巻く環境は大きく変化している。中長期的に、コストをおさえつつ、住民サービスの維持又は向上を図る観点から、両者の比較検討を行われたい。</p> <p>イ【意見16：効果指標の設定とその評価分析を通じた改善について】（113ページ）</p> <p>委託目的の直接的な達成度合いを測る効果指標が設定されておらず、効果指標の評価・分析を通じた委託業務の継続的な改善・見直しがなされていない。効果指標を設定した上で当該指標の把握、分析を通じ、委託業務の継続的な改善・見直しを図られたい。</p> <p>ウ【指摘2：履行確認結果の成績表への記載について】（114ページ）</p> <p>検査員は、履行完了を確認し、委託業務検査確認書は作成しているものの、成績表に評定した結果を記載していない。検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告するべきである。</p> <p>6 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務〔環境局〕</p> <p>(5) 指摘事項等</p> <p>ア【意見17：契約締結方法として随意契約を用いることについて】（117ページ）</p> <p>当該契約については、南区以外の6区では随意契約により契約相手方を選定し続けているが、自治法上は一般競争入札が原則であることを踏まえると、業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保するというを行いつつも、可能な範囲で競争性のある契約相手方選定方法を選択することが望ましい。</p>	<p>堺市博物館受付案内業務について、次期契約の発注までに、直営と委託それぞれの運用形態で生じるコストの比較検討を行います。</p> <p>効果指標として、堺市博物館の来館者アンケートにおいて、受付を含めた当館スタッフの対応についての満足度を確認する項目を新たに設定し、令和6年4月1日から実施しています。</p> <p>当該効果指標の分析を通じて委託業務の継続的な改善・見直しを図ります。</p> <p>御指摘を受け、令和5年10月以後、委託業務の検査完了後、成績表に検査員による評定結果を記載し、担当課長に報告を行っています。</p> <p>今後も、委託業務監督検査事務の手引に基づき、成績表を適切に作成し、課内においてチェックを確実にを行います。</p> <p>一般廃棄物収集運搬業務の透明性、適正性に加え、安定性を保ちつつ、適正な委託料で最大限の効果を得られるよう、引き続き効率的に業務を遂行します。</p> <p>また、今回の御意見を踏まえ、分別収集品目や収集方法などの分別収集体制の見直しを行っていく</p>	<p>文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課</p> <p>文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課</p> <p>文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課</p> <p>環境局 環境事業部 環境業務課</p>
--	--	---

<p>イ 【意見18：業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて】（122ページ）</p> <p>市民に直結するサービスであるため、市民からの苦情・クレーム件数などを内部的に集計し、分析することが望ましい。</p> <p>7 一般廃棄物（し尿）収集運搬業務〔環境局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア 【意見19：予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -1-】（126ページ）</p> <p>予定価格の算定過程を確認すると、労働時間等の業務実態の把握がヒアリングベースで行われている点、車両運搬具費の算定の基礎となる業務車両の耐用年数が短いと考えられる点、物件費に様々な費用を計上している上に諸経費も計上している点、事務員人件費に対しても他の直接費と同じ一般管理費率を乗じて一般管理費を算出している点など、合理的でないと思える点が見受けられた。改めて算定過程を見直されたい。</p> <p>イ 【意見20：予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -2-】（130ページ）</p> <p>当該契約額には、効率的な収集運搬活動に要する費用に加え、収集量の減少、収集場所の点在化などを考慮した非効率手当が含まれているが、その算定過程で誤りが発生していた。正しい算定結果を用いると非効率手当の予定価額は半分以下となる。現在の算出方法が妥当かどうか改めて検討する必要がある。</p> <p>ウ 【意見21：予定価格の積算の全体的な精査の必要性について -3-】（132ページ）</p> <p>業務量が減少していく中でも安定した業務体制の確保が必要であるが、その中でも委託費の精査、積算根拠となった業務実態の把握</p>	<p>中で、収集運搬委託の業務目的を達成できる最適な契約締結方法の検討を行います。</p> <p>市民生活と直結し一時も停滞させることができない公共性の強い業務であるため、市民や事業者からの苦情・クレーム件数等を集計・分析し、業務の遂行が安定的かつ確実なものになるよう業務履行状況の監督を行います。</p> <p>労働時間、業務車両の耐用年数、諸経費、一般管理費の算定基礎、一般管理費率等について、合理的な積算根拠を基とした算定方法を検討しています。</p> <p>国の定める積算方法等を基とした算定方法の検討に加え、非効率手当の算出に用いる「一日当たりの実績搬入回数」に係る数値を業務実態を踏まえ検討しています。</p> <p>労働時間、業務車両の耐用年数、諸経費、一般管理費の算定基礎、一般管理費率等に係る合理的</p>	<p>環境局 環境事業部 環境業務課</p> <p>環境局 環境事業部 環境業務課</p> <p>環境局 環境事業部 環境業務課</p> <p>環境局 環境事業部 環境業務課</p>
--	--	---



<p>が必要である。</p> <p>8 堺区一般廃棄物（資源）収集運搬業務（B）〔環境局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見22：指名競争入札の実質的な競争性について】（134ページ）</p> <p>一般廃棄物の収集運搬業務の公共性に鑑みて引き続き業務の適正な運営を継続的かつ安定的に確保しながらも、可能な範囲で指名競争入札参加者資格者名簿の登録者数を増やすなどして、競争性、公平性、透明性を高めた指名競争入札手続を行うべきである。</p> <p>イ【意見23：業務履行状況に対する満足度（評価）が把握されていないことについて】（141ページ）</p> <p>市民に直結するサービスであるため、市民からの苦情・クレーム件数などを内部的に集計し、分析することが望ましい。</p> <p>9 新型コロナウイルスワクチン集団接種運営等業務〔健康福祉局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【意見24：再委託に関する適正な事務処理の徹底について】（145ページ）</p> <p>業務開始後1年以上を経過した後の内部調査の時点まで、再委託に必要な各書面の提出や、所管課において再委託に同意する旨の意思決定に関する記録の作成・保存等が行われなかった。平時をはるかに超える事務処理の必要が生じるなどの緊急事態が発生すること自体は、今後も想定しておく必要があるといえるから、そのような事態に対応する必要が生じた場合でも事務処理誤りの発生を予防するための検証作業は必要である。</p>	<p>な積算根拠を基にした算定方法の検討に加え、非効率手当の算出に用いる「一日当たりの実績搬入回数」の算出方法を検討しています。</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の趣旨を勘案しつつ、効果的・効率的な収集運搬体制の構築を検討しています。</p> <p>市民からの苦情・クレーム件数の集計、分析手法を検討しています。</p> <p>今後同様の緊急事態が発生した場合においては、各事務処理の課題や進捗状況を一覧化し、組織内で共有することで、同様の事務処理誤りの発生を予防します。</p>	<p>環境局 環境事業部 環境業務課</p> <p>環境局 環境事業部 環境業務課</p> <p>健康福祉局 保健所 感染症対策課</p>
--	---	---

<p>10 国民健康保険等統合コールセンター業務〔健康福祉局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【意見25：委託業務成績表における評定者について】（151ページ）</p> <p>「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の審査項目のうち、所定の審査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の審査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。</p>	<p>成績表における審査項目のうち、「監督制度・検査制度の目的」、「監督員が評定すべき事項・検査員が検査すべき事項」を改めて確認・検討した結果、令和5年10月からの新契約に係る成績表より「履行状況」を含めて、監督員・検査員ともにすべての審査項目の評定を行うこととしました。</p> <p>※第1回検査（令和6年1月4日）の成績表より実施済み</p>	<p>健康福祉局 長寿社会部 国民健康保険課 医療年金課</p>
<p>11 堺市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業事務処理センター運営業務〔健康福祉局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見26：契約保証金の免除について】（156ページ）</p> <p>本委託契約と受注者に以前委託した業務内容を厳格に見ると、これらが「同種」であると認められるかどうかについて疑義があり、本業務が、コロナ禍下において、急遽、国において実施が決定されたものであって、受注者の確保に困難が予想されたことを踏まえても、受注者との間で本委託契約を締結するに当たって、契約保証金を免除することなく、原則どおり、契約保証金を納付させることが望ましかったと思われる。</p>	<p>今後、同様の委託契約において契約保証金を免除する際は、業務内容（同種かどうか）、契約金額（同等規模以上かどうか）等を確認し、堺市契約規則第30条の2第2号に基づき適正に判断します。</p>	<p>健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課</p>
<p>イ【意見27：委託業務成績表における評定者について】（160ページ）</p> <p>「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の審査項目のうち、所定の審査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の審査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を</p>	<p>今後、同様の委託業務において、監督員と検査員の役割と成績表の審査項目を整理し、適正な評定と成績表の作成を行います。</p>	<p>健康福祉局 生活福祉部 地域共生推進課</p>

<p>行って、その結果を成績表に記載する必要がある。</p> <p>12 斎場火葬運営業務〔健康福祉局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見28：2号随契の理由の相当性について】（164ページ）</p> <p>故障対応等の一部のみを切り出して、火葬炉メーカーに委ねた上で、残りの事業については、総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するとか、指定管理者制度の導入等を検討し、その選定基準において、火葬炉の修理について速やかに対応できる体制が確保できることや委託料の多寡等も評価することとすることで、所管課の遅滞なく火葬を執り行うという火葬場の責務を果たすことができなくなることが「万が一にもあってはならない」という抽象的な懸念についても対応をしつつ、委託料が固定化している現状を改善することもできるように思われる。</p> <p>イ【意見29：委託料の合理化・効率化に向けた動機付けについて】（167ページ）</p> <p>平成30年度以降、委託料はほぼ固定化されており、委託料の多寡も評価要素とする総合評価一般競争入札又は公募型プロポーザルで受注者を選定するとか、仮に随意契約（1者随契）であったとしても、その見積額の妥当性を吟味するために参考見積りを取る等の対応を検討すべきである。</p> <p>ウ【意見30：見積書の記載の精度について】（168ページ）</p> <p>受託者から予定価格及び翌期の契約額決定のための資料として提出される見積書の記載が客観的かつ検証可能な程度の精度に至らないというべきである。</p> <p>エ【意見31：委託業務成績表における評定者について】（169ページ）</p>	<p>他都市の状況を調査し、委託業務の選定方法等を本市の現状と比較し、本市にとって最適な方法を検討します。</p> <p>他都市の状況を調査し、委託業務の選定方法等を本市の現状と比較し、本市にとって最適な方法を検討します。</p> <p>受注者から契約額決定のために提出させた見積書が、不明瞭であったため、令和6年度業務に係る見積書の内訳明細書を令和6年4月1日に受注者から徴取し、客観的かつ検証できるよう改めました。</p>	<p>健康福祉局 健康部 斎場</p> <p>健康福祉局 健康部 斎場</p> <p>健康福祉局 健康部 斎場</p>
--	---	---

<p>「履行状況に関すること」についても、監督員は、評定を行い、これを成績表に記載する必要があるところ、本業務に係る委託業務成績表における「履行状況」の考査項目のうち、所定の考査項目については、契約の相手方の履行途中において、その適正な履行を確保する趣旨の考査項目と見るのが妥当で、遅くとも検査員が検査を実施する前には評定を行って、その結果を成績表に記載する必要がある。</p> <p>オ【意見32：モニタリングのための客観的指標について】（170ページ）</p> <p>例えば、事故件数等の事故なく葬送を実施できたかどうかについての指標を用いて測定したり、受注者から、葬送を円滑に実施するための改善提案を毎月提出してもらい、その実現状況を評価・分析することで、本業務の目的達成に向けた改善の状況を確認したり、想定される仕事量に対する実際の仕事量割合や、当該業務の具体的な作業工数を分析・検討した上で、これと実際の作業実績を比較するような指標を定め、分析することで、より効率的かつ円滑な葬送の実施を実現できているかを測定することが考えられる。</p> <p>13、15、16 堺市子育て事務センター運營業務〔子ども青少年局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見33：本件委託契約の効果の具体的かつ明確な評価の実施について】（174ページ）</p> <p>子育て事務センター事業において想定される効果についてより具体的かつ明確な評価を実施できる方法について検討が行われるべきである。</p> <p>イ【意見34：受注者が作成した業務マニュアルの著作権について】（175ページ）</p> <p>業務マニュアル等の著作権については堺市に帰属し、かつ受注者は著作者人格権を行使</p>	<p>監督員と検査員の役割と成績表の考査項目を整理し、適正な評定となるよう令和6年3月分から委託業務成績表を改めました。</p> <p>本業務において事故なく葬送を実施するために、日々業務に従事している受注者から意見を収集し、自己分析・評価を行い、毎月改善提案を提出させることとしました。改善提案を受けて業務の改善に取り組みます。</p> <p>「事業概要一覧表」を作成し、契約金額の妥当性を示すなど、費用対効果（事業の効率性）を踏まえた事業評価を行います。</p> <p>仕様書において、業務マニュアルの著作権が本市に帰属し、受注</p>	<p>健康福祉局 健康部 斎場</p> <p>健康福祉局 健康部 斎場</p> <p>子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 幼保政策課</p> <p>子ども青少年局 子ども青少年育成</p>
--	--	--

<p>しないことを具体的に仕様書に規定すべきである。</p>	<p>者が業務マニュアルについて、著作権者人格権を行使しないことを規定します。</p>	<p>部 子ども育成課 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 幼保政策課</p>
<p>ウ【意見35：受注者による疑義照会について】（176ページ）</p> <p>受注者からの疑義照会があった場合は、業務への負担も考慮の上、必要に応じて所管課内にて効率的に共有するための方法について検討することが望ましい。</p>	<p>仕様書において、受注者からの疑義照会について堺市が指示する場合は、回答内容を業務マニュアル（年度毎に市へ提出）に反映するように規定します。</p>	<p>子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 幼保政策課</p>
<p>エ【意見36：受注者によるミス・ヒヤリハットについて】（177ページ）</p> <p>ミス・ヒヤリハットについて堺市と受注者との間で効率的な共有方法の検討がなされることが望ましい。</p>	<p>仕様書において、ミスやヒヤリハットについて、毎月の報告会議等の際に報告するように規定します。</p>	<p>子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 子ども家庭課</p> <p>子育て支援部 幼保政策課</p>
<p>14 さかいっこひろば運営業務〔子ども青少年局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p>		
<p>ア【意見37：業務の履行状況の確認について】（180ページ）</p> <p>委託業務の履行状況に問題がある際の指導・改善について、具体的な内容を文書に記載されるべきである。</p>	<p>履行状況に問題がある際は、その指導改善について具体的な内容を委託業務成績表の意見欄に記載します。</p>	<p>子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課</p>
<p>イ【意見38：さかいっこひろば内の情報提供の方法について】（181ページ）</p> <p>チラシ等で提供する情報を分類するなど、より分かりやすい情報提供を心がけるべきである。</p>	<p>当施設内の子育て情報について、提供する情報が利用者により分かりやすいよう、分類し、見出しをつける等の対応をいたしました。</p>	<p>子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課</p>

<p>17 さかいJOBステーション運営業務〔産業振興局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見39：受注者の募集に対する応募が1者にとどまる状況への対応策について】(184ページ)</p> <p>入札参加業者、入札参加資格がありながら参加しなかった業者へのヒアリングを行い、応募者数を増加させる方策について検討されたい。</p> <p>イ【意見40：本件委託契約の効果を高めるための客観的指標の追加について】(184ページ)</p> <p>利用者数を増やすための方策についても効果指標を設定するなど、利用者数増加に向けた事業者の動機付けを検討されたい。</p> <p>ウ【意見41：南サテライトの活用について】(185ページ)</p> <p>南サテライトの必要性・重要性の程度について業務実績を示す数値等から明らかになるよう、業務完了報告書の記載事項の改善に関する受注者との協議等を検討されたい。</p> <p>18 堺市伝統産業ブランド創出促進業務〔産業振興局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【指摘3：再委託についての適正な手続の徹底について】(193ページ)</p> <p>契約の履行についての再委託についても再委託の審査・確認の必要がないと判断したの</p>	<p>た。</p> <p>以前公募に参加したが、直近の入札に参加しなかった業者等へヒアリングを行い、方策を検討します。</p> <p>情報を集約しているさかいJOBステーションホームページのアクセス数を指標として設定し、受注者とも共有することにより、より多くの方に興味を持ってもらえるよう、事業の内容や発信方法等について事業者の創意工夫を図り、利用者数の増加に努めます。</p> <p>南サテライトの必要性・重要性を明確に確認できるよう、業務完了報告書の記載方法について、受注者と協議を行います。</p> <p>また、南サテライトの利用促進に向けた指標を設定し、次期仕様書には、南サテライトの周知に向けた項目を加えます。</p> <p>今回の御指摘を受け、一部業務が再委託の審査・確認の必要があ</p>	<p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課</p> <p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課</p> <p>産業振興局 産業戦略部 雇用推進課</p> <p>産業振興局 産業戦略部</p>
---	---	---

<p>であれば、その旨が明確になるよう契約書の条項を追記するなどの対応を検討されたい。</p> <p>19 堺旧港親水護岸利活用検討支援業務 〔建築都市局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見42：「環境整備費」など委託料以外の費用の徴収について】（197ページ）</p> <p>価格点に反映されない収入の収受を許すのであれば、企画提案の趣旨を損なわない範囲で仕様書にその旨が分かるように記載するなど、留意をされたい。</p> <p>イ【意見43：「環境整備費」の収支報告について】（198ページ）</p> <p>業務委託料以外の費用徴収を認めるのであれば、委託業務完了までの間に適切な収支報告を求めるべきである。</p> <p>ウ【意見44：成績表の記載の充実化について】（199ページ）</p> <p>成績表の評定に際しては、できるだけ理由を記載するよう検討されたい。</p> <p>エ【指摘4：再委託金額の記載について】（200ページ）</p> <p>再委託の許否を検討するに当たっては、再委託金額の記載のある書類を取得されたい。</p>	<p>ると考えられることから、受注者に一部再委託届出書と再委託先の誓約書の提出を求め、令和6年3月19日に受理しました。</p> <p>今後、同様の案件があれば、受注者に必要書類を提出させ、適正な再委託の手続きとなるよう対応します。</p> <p>今後の業務において、イベント開催時に出店者から徴収する環境整備費のような委託料以外の費用の徴収を認める場合は、企画提案の趣旨を損なわない範囲で仕様書に記載します。</p> <p>今後の業務において、イベント開催時に出店者から徴収する環境整備費のような委託料以外の費用の徴収を認める場合は、委託業務完了までにその収支報告の提出を求める旨を仕様書に記載します。</p> <p>評定成績がB（市の指導を経て履行が確保された）の場合においても、その理由を備考欄に記載します。</p> <p>今後の業務において、再委託したい旨の申し出があった場合は、再委託金額の記載欄がある様式を活用して提出を求めます。</p>	<p>地域産業課</p> <p>建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進 担当</p> <p>建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進 担当</p> <p>建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進 担当</p> <p>建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進 担当</p>
--	---	--

<p>オ【意見45：予定価格設計時に入手した参考見積書について】（202ページ）</p> <p>予定価格設計時に業者から見積りを取得するに際しては、明細を取得して適切な予定価格を積算すべきである。</p>	<p>今後の業務において、予定価格設計のための参考見積書を依頼する際に、記載すべき項目を提示して参考見積書を取得し、各社の参考見積書の必要項目の比較検討を行うことで、適切な積算を行います。</p>	<p>建築都市局 都心未来創造部 ベイエリア推進 担当</p>
<p>20 堺市立地適正化計画策定等に係る検討支援業務〔建築都市局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見46：入札募集時の説明について】（205ページ）</p> <p>過年度の成果物が閲覧可能であり、閲覧することでより適切な価格算出に資するものがあれば、募集の段階でその旨注記をされたい。</p>	<p>今後の業務において、過年度の成果物が閲覧可能なものであり、閲覧することでより適切な価格算出に資するものについては、入札説明書に当該資料の閲覧が可能な旨を記載します。</p>	<p>建築都市局 都市計画部 都市計画課</p>
<p>イ【意見47：成績表の記載の充実化について】（206ページ）</p> <p>成績表の評定に対しては、できるだけ理由を記載するよう検討されたい。</p>	<p>評定成績がB（市の指導を経て履行が確保された）の場合においても、その理由を備考欄に記載します。</p>	<p>建築都市局 都市計画部 都市計画課</p>
<p>ウ【意見48：予定価格設計時に入手する参考見積書の利用方法について】（207ページ）</p> <p>予定価格設計書は、過程が明らかになるように作成し、次期以降にも活用できるよう検討されたい。</p>	<p>今後の業務において、予定価格設計書は、過程が明らかになるように作成し、次期以降にも活用できるようにします。</p>	<p>建築都市局 都市計画部 都市計画課</p>
<p>21 放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務〔建設局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見49：契約相手方選定方法（6号随契）の妥当性について】（211ページ）</p>		



<p>堺市立自転車等駐車場の指定管理者との間で、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠に随意契約が締結されているが、同号該当性を基礎づけるには根拠が不十分であり、競争性の確保、有効性、経済性の観点からも合理性に乏しい。当該業務は、指定管理業務とは切り離して事業者を選定すべきである。</p>	<p>今回の御意見の趣旨を踏まえ、競争性の確保及び経済性の観点から、改めて現行の契約手法の整理を行い、現在の指定管理期間が終了する令和7年度を目処に、指定管理業務と切り離しての事業者選定を検討します。</p>	<p>建設局 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>
<p>イ【指摘5：再委託申請書の適正化について】（220ページ）</p> <p>再委託申請書の再委託予定金額に、受注者の人件費、事務費が含まれていることが推測される。実際に再委託先に支払う予定の金額を記載するよう、委託事業者と協議された。</p>	<p>受注者と協議を行った結果、再委託予定金額に受注者の経費が含まれていることが確認できました。そのため、受注者に対し、再委託申請書を提出する際、再委託予定金額は実際に再委託先に支払う予定の金額を記載するよう指導しました。</p> <p>併せて、今後は再委託の内容や金額等について受注者への聞き取りを実施し、適正かどうかを判断します。</p>	<p>建設局 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>
<p>ウ【意見50：啓発誘導員の柔軟な配置について】（221ページ）</p> <p>放置禁止区域内で放置自転車に対する啓発等活動を行う啓発誘導員の配置が、撤去台数に必ずしも比例的でない状況が見られた。各駅前の商業施設の業種や地域の特性を踏まえつつ、啓発誘導員の配置の効果を検証し、限られた予算の中で最も成果が上がる方法となるよう検討されたい。</p>	<p>これまでも啓発誘導員の配置については放置・撤去台数の推移を把握し、必要と考える場所に配置してきました。今後も啓発誘導員の配置効果を引き続き検証し、地域特性や放置・撤去台数などを踏まえた上で、効果的な配置を検討します。</p>	<p>建設局 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>
<p>エ【指摘6：放置自転車撤去運搬業務の作業報告書（日報）の様式の見直しについて】（223ページ）</p> <p>作業報告書（日報）の様式に、保管場所間の移動や街頭啓発活動など、撤去運搬以外の業務を記載する箇所がない。そのため、仕様書が要求する撤去運搬以外の業務が実施されたことが、作業報告書（日報）で確認できない。1日の作業状況が明らかとなるよう作業報告書（日報）の様式を見直されたい。</p>	<p>作業報告書（日報）の様式見直しについて、1日の作業状況を明らかにするために受注者と必要な項目を整理し、令和6年度から使用する作業報告書（日報）の様式の見直しを行いました。</p>	<p>建設局 サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>

<p>22 土木施設緊急対応業務（単価契約） 〔建設局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>イ【指摘7：使用機材と再委託の確認について】（228ページ）</p> <p>業務実施後に事業者が作成する報告書に掲載された機材と現場状況の写真を閲覧したところ、業務実施計画書に掲載のないナンバーの車両の写真が見受けられた。事業者が作成する報告書には、業務実施計画書に掲載している車両を写すよう指導するとともに、車両の買替え等が発生した場合には、業務実施計画書の変更や届出を求めるべきである。</p>	<p>報告書に掲載する写真には、（事前に届け出のない）不要な車両を写さず、事業実施計画書に掲載している車両を撮影するよう受注者へ指導済みです。</p> <p>また、車両の買い替え等が発生した場合には、業務実施計画書の変更や打合せ簿で変更があった旨を市に届け出るよう業者に周知を行いました。</p>	<p>建設局 土木部 西部地域整備事務所</p>
<p>23 消防行政統合システム保守管理業務 〔消防局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【意見51：システム障害一覧案件への対応管理について】（232ページ）</p> <p>ベンダーは、障害発生後、処置完了までの詳細な対応状況を、障害管理一覧に記載できていなかった。消防行政統合システムには高い信頼性が求められる。対策版リリースまでの期間が数か月になるのであれば、処置漏れがないよう、障害管理一覧に、暫定対策の進捗状況を詳細に記載管理すべきである。</p>	<p>処置完了内容を記載していましたが、初動措置等の一次切り分け及び完了までの暫定対策内容も記載するように受注者に指示しました。</p>	<p>消防局 警防部 通信指令課</p>
<p>24 消防救急無線保守管理業務〔消防局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【意見52：予定価格の積算について】（236ページ）</p> <p>予定価格は参考見積書価格から減額となっているが、減額理由や見積単価の妥当性につき検証した証跡がない。当該契約は、1者（特命）随意契約のため、見積額の合理性についてより慎重に検討すべく、見積額の妥当性を判断した根拠等を記録することが望ましい。</p>	<p>予定価格の積算経過を資料として残し、増減について理由や検証した内容を確認できるよう記録することとします。</p>	<p>消防局 警防部 通信指令課</p>

<p>25、26 堺市放課後児童対策事業（のびのびルーム）管理運営業務（西区） 堺市放課後子ども総合プラン事業（堺っ子くらぶ）管理運営業務〔教育委員会事務局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見53：「事業の自己評価シート」の活用について】（242ページ）</p> <p>課題は事業者や指導員と共有し、改善されたい。年度中間にも提出させたり、否定的な評価の細目まで記載させたりするなど、取得時期や書式についても工夫されたい。</p> <p>イ【意見54：保護者アンケートについて】（246ページ）</p> <p>自己評価シート（ルームの主観的評価を記載）と同時期に回収し、これと保護者による客観的評価とを対照することで、各ルーム・指導員の質の向上に活かすべきである。</p> <p>ウ【意見55：委託業務成績表について -1-】（249ページ）</p> <p>考査項目（評定）の具体的な理由を記載し、不備の内容が一見して明らかになるようにすべきである。また、より詳細で具体的な考査項目の追加も検討すべきである。</p> <p>エ【指摘8：委託業務成績表について -2-】（251ページ）</p> <p>検査員は、検査完了後、検査が適切に行われたことを確認できるよう成績表に評定した結果を記載し、担当課長に報告するべきである。</p>	<p>御意見のとおり、取得時期や書式を見直し、事業者と課題や改善点を共有して以降の運営に活かします。</p> <p>書式については令和5年度分から変更済みで、取得時期については、令和6年度から年度中間と年度末の2回とします。</p> <p>御意見のとおり、令和6年度から、自己評価シートの提出時期と同時期に保護者アンケートを実施し、双方を対照することで評価・改善に活かします。</p> <p>御意見のとおり、令和6年度から、評価の具体的な理由を記載し、具体的な考査項目の内容を追加するよう委託業務成績表を改めます。</p> <p>御指摘を受け、令和5年11月から、検査員が検査結果を委託業務成績表に記載し、担当課長に報告するよう改めました。</p>	<p>教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課</p> <p>教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課</p> <p>教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課</p> <p>教育委員会事務局 地域教育支援部 放課後子ども支援課</p>
--	--	---

<p>27 図書館資料整理業務〔教育委員会事務局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見56：より効果的な効果指標の設定について】（254ページ）</p> <p>受注者の業務遂行能力・努力等によって評価に影響が現れる項目を効果指標として設定すべきである。</p> <p>イ【指摘9：委託業務成績表の記載者について】（256ページ）</p> <p>堺市委託業務監督検査要綱の定めに従い、委託業務の検査は検査員が自ら行うべきである。</p> <p>ウ【意見57：自動貸出装置等の導入について】（257ページ）</p> <p>ICタグ、自動貸出装置、自動返却装置の導入により窓口業務の自動化して作業の負担軽減や効率化、利用者の利便性の向上を実現すべきかどうか、積極的に検討されたい。</p>	<p>御意見のとおり、令和6年度から、新たな効果指標を設定しました。</p> <p>御指摘を受け、委託業務監督検査事務の手引の改正を受け、監督員と検査員の職務を踏まえて、成績表の各考査項目への評定者を見直しました。</p> <p>令和5年度に複数の事業者からICタグ及び自動貸出装置等の説明を受けました。令和6年度は周辺自治体の導入状況等の調査を引き続き行います。</p>	<p>教育委員会事務局 中央図書館 総務課</p> <p>教育委員会事務局 中央図書館 総務課</p> <p>教育委員会事務局 中央図書館 総務課</p>
<p>28 本庁舎等屋外警備業務〔総務局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見58：打合せ簿の作成について】（260ページ）</p> <p>業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。</p> <p>イ【意見59：事故・苦情対応簿の作成について】（261ページ）</p> <p>事故・苦情等の記録について特に決まった</p>	<p>打合せや協議の日時、出席者、内容等を記録するための議事録（雛形）を作成しました。</p> <p>事故・苦情等の発生日時、場</p>	<p>総務局 行政部 総務課</p> <p>総務局</p>

<p>様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。</p> <p>ウ【意見60：委託業務成績表の記載について】（262ページ）</p> <p>委託業務成績表の作成に当たり、評価がCの場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評価がBの場合においても、何らかの不備があったことを考慮してBとされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。</p> <p>29 本庁舎屋内警備業務〔総務局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見61：打合せ簿の作成について】（265ページ）</p> <p>業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていない。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。</p> <p>イ【意見62：事故・苦情対応簿の作成について】（266ページ）</p> <p>事故・苦情等の記録について特に決まった様式がなく、責任の所在が不明確となったり、対応が不十分なまま放置されるといったおそれがあることから、いつどのような事故や苦情が起こり、誰がどのように対処したかを記録した、事故・苦情対応簿を作成することが望まれる。</p> <p>ウ【意見63：委託業務成績表の記載について】（268ページ）</p> <p>委託業務成績表の作成に当たり、評価がC</p>	<p>所、発生状況、対応記録及び再発防止策を記録し、本市に報告できるよう対応等報告書（雛形）を作成しました。</p> <p>評価がBの場合も、意見欄に理由及び顛末を記載するようにしました。</p> <p>打合せや協議の日時、出席者、内容等を記録するための議事録（雛形）を作成しました。</p> <p>事故・苦情等の発生日時、場所、発生状況、対応記録及び再発防止策を記録し、本市に報告できるよう対応等報告書（雛形）を作成しました。</p> <p>評価がBの場合も、意見欄に理</p>	<p>行政部 総務課</p> <p>総務局 行政部 総務課</p> <p>総務局 行政部 総務課</p> <p>総務局 行政部 総務課</p> <p>総務局</p>
---	--	--

<p>の場合は備考欄に理由を記載するとされている。同様に、評定がBの場合においても、何らかの不備があったことを考慮してBとされたと考えられることから、備考欄もしくは意見欄に理由及び顛末を記載しておくことが望まれる。</p> <p>エ【意見64：積算内訳・見積書内訳の入手について】（269ページ）</p> <p>所管課は落札者より見積書の提出を受けている。しかし、当該業務では積算は調達課が行い、所管課はその内訳を入手していないことから、金額構成が分からず、所管課において調達課及び見積書の金額の妥当性を検討することができない。調達課からも受注者からも金額の内訳を入手し、金額の検証を行うことが望まれる。</p> <p>30 本庁舎清掃業務〔総務局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>【意見65：打合せ簿の作成について】（272ページ）</p> <p>業務開始前において、業務責任者等との顔合わせや仕様の確認等を実施しているとのことであったが、打合せ簿や議事録が作成されていなかった。特に、契約の履行に先立って行われる打合せは重要であると思われることから、打合せ簿や議事録を作成することが必要であると思料される。また、業務実施中に打合せを実施した場合も、同様に、打合せ簿や議事録を作成することが望まれる。</p> <p>31、32 泉北水再生センター施設維持管理業務 石津水再生センター施設維持管理業務〔上下水道局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見66：総合評価方式について】（277ページ）</p> <p>価格評価点と技術評価点の配点バランスや技術評価点の下限値の必要性等の選定基準についても、庁内審査委員会で十分に議論する</p>	<p>由及び顛末を記載するようにしました。</p> <p>入札実施時は、調達課から積算の内訳を入手するようにしました。</p> <p>打合せや協議の日時、出席者、内容等を記録するための議事録（雛形）を作成しました。</p> <p>御意見については、今後の事業者選定に関する議論が深まるよう、上下水道局内で課題共有を行</p>	<p>行政部 総務課</p> <p>総務局 行政部 総務課</p> <p>総務局 行政部 総務課</p> <p>上下水道局 下水道施設部 三宝水再生セン</p>
--	--	--

<p>とともに、次回以降の参考となるよう議事録にも明確に記録されたい。</p> <p>イ【意見67：1者入札が続く状況の改善策について】（279ページ）</p> <p>入札に参加しなかった事業者に対する聞き取り調査等を通じて参入障壁を分析し、入札参加意欲を高め魅力ある業務設計や情報開示ができるよう取り組まされたい。</p> <p>ウ【意見68：委託業務成績表の記載の充実化について】（282ページ）</p> <p>成績表の評定根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。</p> <p>33、34 堺市南部下水道管路施設維持管理等業務 堺市北部下水道管路施設維持管理等業務 〔上下水道局〕</p>	<p>いました。</p> <p>泉北水再生センター施設維持管理業務及び石津水再生センター施設維持管理業務については、次期契約更新時に選定基準等を十分に議論できるよう改善します。</p> <p>また、御意見をいただいた以降、他業務における庁内委員会において、価格評価点と技術評価点の配点バランス及び価格評価点の算出方法などを各委員に審議してもらいやすいようにしました。</p> <p>具体的には、それぞれの特徴や課題等を資料にまとめて提示し、十分に審議されるよう工夫を凝らす改善をし、議事録にも議論の内容を記録しました。</p> <p>入札の競争性を確保するため、令和5年11月から入札参加資格を持つ事業者（37者）に対し、参入意欲を阻害している要因をヒアリングし、令和6年4月に各事業者の回答の取りまとめを行いました。今後は、各事業者の回答を基に次期入札時に競争性を確保するための手法を関係部署と検討します。</p> <p>B評価となった場合は、その理由を付記することにより評定根拠を明確にし、評価水準の客観性と公正性を確保し、検査方法の標準化を図るよう改善します。</p> <p>なお、記載要領の詳細は、本市として適正かつ統一的な対応となるよう委託業務の制度所管課と調整します。</p>	<p>ター</p> <p>上下水道局 下水道施設部 三宝水再生センター</p> <p>上下水道局 下水道施設部 三宝水再生センター</p>
---	--	---

<p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見69：プロポーザル方式の効果検証について】（288ページ）</p> <p>受注者からの提案業務についても、適切な評価と効果検証を行った証跡を残すことで、モニタリング結果を明確にするとともに情報共有し、次期以降の業務設計にも活用できる仕組みを検討されたい。</p> <p>イ【意見70：維持管理マニュアルの著作権について】（291ページ）</p> <p>業務マニュアル等の著作権が、翻案権及び二次的著作物利用権を含めて市に譲渡されること、受注者は著作権者人格権を行使しないことは、当初から契約条項に盛り込まれるようすべきである。</p> <p>ウ【意見71：委託業務成績表の記載の充実化について】（293ページ）</p> <p>成績表の評定根拠は、具体的なコメントを付記することで、客観性と公正性を確保した検査方法の標準化を図ること及び次期以降の業務設計の見直しやモニタリングの実効性を高めることに活用されたい。</p> <p>35 三宝水再生センターほか施設維持管理業務〔上下水道局〕</p> <p>(5)指摘事項等</p> <p>ア【意見72：委託契約のコスト比較について】（300ページ）</p> <p>運営体制の再構築を公民連携により推進していくにあたっては、委託料や直接人件費のみならず、間接的なモニタリングコストを含め費用面への影響を定量的に分析及び検証ができるような工夫をされたい。</p>	<p>令和5年度からは、職員と受注者の毎月の定例会等において、提案業務の効果検証を行い、その評価を会議録として証跡を残しています。</p> <p>また、3つの異なるエリアで実施している包括的民間委託の合同会議を開催し、提案業務の効果等、情報共有も随時行っています。</p> <p>業務マニュアル等の著作権については堺市に帰属するものであることなどを、契約後の協議により定めるのではなく、発注段階において仕様書等に規定するよう改めます。</p> <p>B評価となった場合は、その理由を付記することにより評定根拠を明確にし、評価水準の客観性と公正性を確保し、検査方法の標準化を図るよう改善します。</p> <p>なお、記載要領の詳細は、本市として適正かつ統一的な対応となるよう委託業務の制度所管課と調整します。</p> <p>今後、技術の継承や運営体制の最適化などの課題を踏まえ運営体制の再構築を図るにあたっては、課題に対する効果的な事業手法やより経済性を発揮できる契約手法</p>	<p>上下水道局 下水道管路部 下水道保全課</p> <p>上下水道局 下水道管路部 下水道保全課</p> <p>上下水道局 下水道管路部 下水道保全課</p> <p>上下水道局 下水道施設部 三宝水再生センター</p>
--	---	--



<p>イ【意見73：緊急配備業務の単価契約について】（304ページ）</p> <p>前任の受注者と新規参入者間での情報格差を無くし、公平で透明性のある競争入札を推進していくためには、仕様書上、緊急配備業務に関わる実績情報についても開示を検討されたい。</p> <p>第7 財政局契約部調達課</p> <p>2 指摘事項等</p> <p>【意見74：堺市調達契約事務審査委員会における審査対象外案件について】（307ページ）</p> <p>堺市調達契約事務審査委員会について、審査対象外となるものを列記している要綱につき、その規定ぶりを整理し、限定的なものとする必要がある。</p>	<p>を検討します。</p> <p>特記仕様書・金抜設計書の緊急配備費の時間数については、過去の実績を把握している受注者と新規参入しようとする応募者間での情報格差をなくすために記載内容を追加しました。</p> <p>堺市調達契約事務審査委員会における審査対象外の取扱いについては、限定的に適用しているところですが、規定に不明確な部分があったことから、同委員会要綱を改正し、規定の明確化を図りました。</p>	<p>上下水道局 下水道施設部 三宝水再生センター</p> <p>財政局 契約部 調達課</p>
--	---	--